

江津市立桜江小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定

平成 28 年度改訂

- 1 いじめを許さない学校経営・学級経営・授業づくりによる未然防止
- 2 いじめの発見システム「触診・問診・検査」の活用
- 3 いじめの対処システム
事例把握から 1 時間以内のいじめ防止対策委員会の開催
当日中の「いじめ緊急対応会議」を開催し、具体的な方策を立てて実行。
- 4 校長によるいじめ解消宣言まで、組織的な取り組みの継続。

(資料 1)

桜江小学校 人権宣言

仲間を大切にし、思いやりのある行動をしよう。

☆じぶんからあいさつをしよう

☆ていねいなことばをつかおう

☆「ありがとう」「ごめんなさい」を言おう

☆友だちのよいところを見つけ伝えよう

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【基本的な考え方】

いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人の尊厳を奪う重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。

いじめについては、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる。

本校教職員は、上記の2つをいじめに対する基本的認識として持ちながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、組織的に適切で迅速な対処を行う。さらにその再発に努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

※全教育活動を通じ、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(1) 桜江小人権宣言

いじめを未然防止するために、「桜江小学校人権宣言」について継続的に児童に伝える。

◆4月に、「桜江小学校人権宣言」、子どもたちへの「いじめ」根絶宣言(資料1)等を利用した学級指導を行う。

◆毎月、各学級で「桜江小学校人権宣言」に関わる学級活動、学級指導等を行う。

◆人権宣言に基づいた人権集会を12月に開催する。

(2) 授業、特別活動、教育課程外(部活等)での指導

① 授業

子どもと接する時間が最も長い「授業」が、成長を促す生徒指導の中心である。授業の中で「自己決定」「目的意識の保持」を経験させれば、めあてを持ち自己決定し自主的に行動する「自律性」が育つ。また、授業中に「協同性を發揮」させ「個性・能力を承認」すれば「社会性」が育つ。それによって、社会の一員であることを自覚し、他者との望ましい人間関係の中で自分自身を高めていく、「自立」が可能になる。それらができるのは、授業だけである。授業の中で「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を実感させ、生徒指導上の問題を未然防止していく。

② 特別活動

特に学校行事は、異学年が協働して学ぶまたとない機会である。ねらいを明確にし、望ましい言動の子をほめ、社会性を育成していく。また、児童同士の「絆づくり」を通して、互いに認め合い、自己有用感を感じられるようにしていく。

③ 異学年活動(体験活動)

以下のような活動で意図的に指導を行う。

・集団登校 ・集団下校 ・縦割り班清掃 ・児童会活動 ・縦割り班遊び

「望ましい姿・ねらいとする姿」を明確にし、特に「こんな音声言語表現を身に付けさせたい」という具体例を指導者は想定しておく。そして、見逃さずにほめて伸ばす。こうしたことにより、児童の自治的能力や自主的態度を育成していく。

④ 教育課程外の活動

教育課程外として行う体育的な活動での指導、音楽の指導時に、上記と同じ趣旨、方策で指導し、社会性を育成する。

(3) 未然防止のための指導

① 「道徳」授業

- ・「思いやりの心を育てる道徳」授業を、学期に1回以上実施する。
- ・「人権・同和教育」に関する授業を授業参観時、全校一斉に公開する。

② いじめ根絶強調月間での指導

12月は、全校一斉に以下のような取組を実施する。

- ・全校集会等での講話
- ・ふれ合い、助け合いを中心とした集会活動
- ・思いやり行動、学級でのふれ合い活動等の発表

③ 生活目標指導

- ・毎月の生活目標に、社会性を育ていじめを予防する内容を意図的に配置する。

④ 以下の「ツール」を活用し、スキルとして行動化する。

- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・構成的グループエンカウンター

⑤ 学校での取組を学校便り等で保護者に知らせ、協力をお願いする。

3 いじめの早期発見に向けての取り組み

いじめの早期発見のために、以下の取り組みを行う。

(1) アンケート等の年間計画

時期		アンケート		会合等
		児童対象	教員対象	
4月	上旬			
	中旬			桜江小学校人権宣言(学級指導)
	下旬		兆候チェック	
5月	上旬			
	中旬	生活アンケート		
	下旬		兆候チェック	
6月	上旬	あそび調べ		

	中旬			
	下旬	アンケートQU	兆候チェック	教育相談
7月	上旬			桜江小学校人権宣言振り返り(学級指導)
	中旬	生活アンケート		
	下旬			QUアンケート研修会
9月	上旬			
	中旬			
	下旬	生活アンケート	兆候チェック	
10月	上旬			
	中旬	人権アンケート(高学年)		
	下旬	あそび調べ	兆候チェック	
11月	上旬	アンケートQU		
	中旬	生活アンケート		教育相談
	下旬		兆候チェック	
12月	上旬			こころの集会・桜江っ子集会
	中旬	生活アンケート		児童総会
	下旬			
1月	上旬			
	中旬		兆候チェック	
	下旬	なかよしアンケート 人権アンケート(高学年)		教育相談
2月	上旬			ミニ人権集会
	中旬	あそび調べ		
	下旬		兆候チェック	
3月	上旬			
	中旬	生活アンケート		
	下旬			

(2) 定期的な調査方法について

① 「いじめの兆候チェック」(教職員用)【別紙1】について(「触診」)

ア 目的

複数の教職員の目から、学級の状況を観察することで、いじめの兆候をすばやくとらえる。

イ 実施方法

◆全教職員が、「いじめの兆候チェック」の4項目について、感じる時は×、やや感じる時は△、感じない時は○を記入する。

◆担任は自学級について書く。

◆その他の教職員は、関わりのある学級すべてについて思い浮かべる。

△、×を書く場合は学年・組も記入する。

◆記入後は、教頭前袋に入れる。

ウ チェック表の活用について

◆マイナスの評価が多い学級があった場合、生徒指導主任と担任、管理職で学級の現状について再点検を行い、必要な措置を講じる。

② 「学校生活アンケート」「生活アンケート」(児童用)【別紙2】について(「問診」)

ア 目的

◆定期的にいじめに関わる項目について調べることで、いじめの兆候をとらえる。

◆定期的アンケートすることで、やってはいけない行為について児童に意識させる。

イ 実施方法

◆全児童に別紙「生活アンケート」を書かせる。

◆担任は、結果を集計し、教頭前袋に入れる。

ウ アンケート結果の活用について

◆担任は、アンケート結果で心配な児童が発見された場合は、すぐに生徒指導主任に口頭で報告する。

◆マイナスの評価が多い学級があった場合、生徒指導主任と担任で学級の現状について再点検を行い、必要な措置を講じる。

③ 「あそび調べ」(児童用)【別紙3】について(「検査」)

ア 目的

◆休み時間に友だちと遊んでいない子の存在の有無を明確にし、解決にむけた対策を探る。

イ 実施方法

◆調査期間

月曜日から金曜日までの5日間

◆調査の方法

- ・子どもたちへの予告（朝の会で）

今週は、友だちと仲良く誘い合って遊ぶことをめあてにします。そこで、今日から1週間、終礼の時に、業間、昼休みに、誘い合って遊んだのかを調べます。

誘い合うのは、沢山の人と誘い合っても2、3人で誘い合っても良いです。

ただし、体の調子が悪かったり、気分が悪かったりする人は、無理に遊ぶ必要はありません。元気な時にしっかり遊んでください。（ただし、係、当番、委員会などの用事がある人はその用事を優先してください）」

- ・調べ方

各学級で、終礼時に「業間、昼休みに誰かと誘い合って遊んだか、遊んでいないか」を調べる。業間、昼休み、どちらかでも遊んでいれば、遊んだことにする。

学級の実態によって、以下の2つの方法で調査する。

○挙手

○別紙アンケート用紙に遊んでいれば、○、遊ばなかったら△を書かせる。

◆1週間の途中での対応について

月曜日～水曜日3日連続で△の子がいれば、担任から以下のような働きかけをする。

- ・該当の子どもに何か心配なことはないか別室等で聞く。
- ・該当の子どもと交友関係があると思われる子に、誘って遊ぶように促す。
- ・担任自身が該当の子どもと一緒に遊ぶ。（当然他の子もついてくるはず）

◆報告について

- ・3日以上誘い合って遊んでいない子についてのみ、生徒指導主任に文書または、口頭で報告する。
- ・上記の児童について、生徒指導主任と担任で情報交換を行い、必要な措置を講じる。

(3) 日常的な取り組み

- ・桜江っ子を語る会（毎週月曜日）の実施
- ・桜江っ子相談日（SC）

スクールカウンセラーさんの相談日を桜江っ子相談日とする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

① 桜江っ子を語る会

週に1回、全教職員で問題傾向を示す児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭・関係者による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。なお、話し合う内容によっては、委員会開催時に学年主任、担任、SC、SSW等を招聘する。

③ いじめ緊急対応会議

いじめが疑われる事案が見つかった場合には、「いじめ緊急対応会議」を開催して、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。「いじめ緊急対応会議」は、迅速に対応するため、管理職、生徒指導主任・担任・養護教諭の5名とする。

④ いじめ解消チーム

「いじめ緊急対応会議」が、いじめとして対応すべきと判断した場合、「いじめ解消チーム」を編成して対応する。メンバーは、生徒指導主任、担任、養護教諭を軸としながら、必要に応じて、適切な人選を行う。状況に応じて、SC、SSW、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

5 いじめの早期解決に向けての取り組み

◆いじめの疑いがあるような行為が発見された場合

いじめが疑われる事象が、本人の訴え、「サイン」の発見、児童からの報告、保護者からの報告等であった場合、すぐに生徒指導主任に報告する。

生徒指導主任は、管理職に報告し、1時間以内に「いじめ防止対策委員会」を開催する。委員会では、いじめられていることを疑われるA児に対しての事実確認を行う役割分担を行う。

○いじめられていることを疑われる児童に対しての事実確認

学級担任と生徒指導主任の2人で本人からの事実確認を行う。

なお、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

留意点 A児には全く非がなく、責任がないことを伝える。

誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、安心感を持たせる。

先入観を持たずに聞き、勝手に解釈や批判はしない。

性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。

第1回いじめ緊急対応会議

事実確認ができ次第、発見の報告があった当日中に「いじめ緊急対応会議」を教頭が招集する。

「いじめ緊急対応会議」は、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

◆いじめであると判断された場合

「いじめ緊急対応会議」以下の7点について具体的対応方針を決定する。

① いじめ解消チームの編成

- 「いじめ解消チーム」を編成する。

② 被害児童、その保護者への対応について

- その日のうちに、担任と管理職が家庭訪問し、保護者に事実関係を伝え、お詫びをし、学校全体で対処することを伝える。児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 保護者と密接に連絡を取り合い、適宜話し合いの場を持つ。場合によっては、現在の状況について、口頭、文書等によって報告し、学校の取り組みについて理解を求める。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③ 加害児童、その保護者への聞き取り、指導について

- 即座にいじめをやめさせる。その際、複数の教職員が連携し、組織的に対応し、再発を防止する措置をとる。必要に応じてSC、SSW、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- 複数の教職員が連携して組織的に、加害児童から個別に事実関係を聴取する。
- 事実関係が明らかになった時点で、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適

切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけについて

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ 全教職員への情報提供、共通理解について

- 具体的対応方針が決定次第、早急に、事実関係、これからの対応方針、具体的な対応方法、「いじめ解消チーム」について共通理解するための緊急職員会議を開催する。
- 「いじめ解消チーム」が対応していることについては、こまめに全教職員に情報提供を行い、常に共通理解を行い、常に共通の意識を持つようにする。

⑥ 江津市教育委員会、関係諸機関との連携について

- 教頭を窓口として市教委、関係諸機関と密接に連携を行い、指導、助言を仰ぐ。
- マスコミ対応が必要な場合は、教頭のみが窓口となり、他の教職員から情報を出さないことを留意する。

⑦ 保護者・地域への情報提供について

- 全保護者、地域への情報提供の必要性、提供方法については、教職員、PTA会長他関係保護者、関係機関とともに十分に検討して決定する。

◆いじめであると判断する材料が不足している場合

関係者の協力を得ながらさらに事実関係の把握を行う。その上で第2回目の会議を開き、再び判断を行う。

◆いじめの解決宣言

- 校長は、いじめが解決したことを判断する。
- 校長は、職員会議で「今回のいじめは、解決しました。」と宣言する。この宣言が出されるまでいじめ解消に向けての取り組みは継続される。
- 校長は、いじめが解決したと判断したことを保護者に伝える。

- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

6 重大事態に向けての取り組み

(1) 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童が自死を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安にするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。

(2) 重大事態の報告

①江津市教育委員会

すぐに江津市教育委員会に報告し、必要な指導・支援を受ける。

②江津警察署

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難と考えられる場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、江津市教育委員会と相談のうえ、江津警察署に相談をして対処を行う。

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する取り組み

(1) ネット上に不適切な書き込み等があったことを発見した場合

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

○プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

○江津警察署、川戸駐在所、川越駐在所に通報し、適切な援助を求めるとともに、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。

(2) 早期発見のために

学校ネットパトロールを実施する。

○島根県教育委員会、江津市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

○児童生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて周知する。

(3) インターネットの適切な利用について

LINEなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいことが考えられる。

そこで、次の対策を積極的に推進する。

- ① 子どもたちの携帯電話、インターネット利用状況を把握するためのアンケートを行う。
- ② 子どもたちへの情報モラル教育を進める。
- ③ 保護者への情報提供、研修会を通して理解を求めていく。

【参考文献・参考資料】

- ◆いじめ防止対策推進法 平成25年9月28日施行
- ◆学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省HP）
- ◆生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり
「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（国立教育政策研究所）
- ◆いじめ問題対応の手引き（改訂版）
～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～（島根県教育委員会）
- ◆出雲市いじめ防止基本方針（素案）（出雲市教育委員会）
- ◆いじめの構造を破壊せよ 向山洋一著（明治図書）
- ◆船橋市立習志野台中学校「学校いじめ防止基本方針」
- ◆いわき市立好間第三小学校における「学校いじめ防止基本方針」
- ◆いじめの防止等のための基本的な方針 八洲学園高等学校
- ◆高松市立十河小学校いじめ防止基本方針
- ◆出雲市立大津小学校「学校いじめ防止基本方針」
- ◆佐渡市立八幡小学校「学校いじめ防止基本方針」